

来年度（令和7年度）教育実習の履修について

来年度（令和7年度）に、教育実習の履修を希望する者は、所属学部の教務（学生）係に問い合わせてください。以下の資料を配付いたします。

【配付書類】 ※書類配付期間：～令和6年8月23日（金）まで

1. 教育実習の履修手続きについて（お知らせ）
2. 「依頼状」：教育実習生受入れの内諾について（依頼）
3. 「内諾書」：教育実習生受入れの内諾について（回答）
4. 教育実習票
5. 「教育実習指導」ならびに「教育実習Ⅰ・Ⅱ」を履修するにあたって

【注意事項】

- ・ 中学校教諭の免許状を取得希望の者は、3週間の実習が必要となるので注意すること。
- ・ 福岡市立学校での教育実習を希望する者は、大学からの一括申請となるため個人での内諾依頼活動は不要。（福岡市立学校での教育実習を希望する旨、申し出ること。）
- ・ 内諾を得るのに必要なスケジュールについては、受入を希望する学校およびその学校を所管する自治体の教育委員会のHP等を見て確認をすること。（早い自治体では4月下旬に締め切る自治体もあるため注意。）
- ・ 配付する「依頼状」の他、大学から提出が必要な書類がある場合、もしくは個人申請は認めておらず大学からの直接の申請が必要な場合等、内諾手続きに独自の定めがある自治体については、希望する実習校・自治体で定める提出期限の1カ月前までに人文社会科学系事務部学務課（人環・教育担当）まで相談を行うこと。
- ・ 本学所定の手続きによらず、内諾書の申込、確定報告を行わなかった者については教育実習が認められないこともあるため注意すること。
- ・ 海外派遣留学等のため教育実習指導（教育実習事前・事後指導）を受講できない者については、人文社会科学系事務部学務課（人環・教育担当）まで事前に相談すること。

【確定報告について】

実習受入れ校から内諾を得た者は、以下の確定報告締切日までに「内諾書」及び「教育実習票」を所属学部の学生係等に提出し、確定報告を行うこと。「内諾書」が実習校より送付予定である場合についてはその旨報告すること。

－確定報告締切日－

1. 福岡市立の学校で履修を希望する者・・・令和6年 6月28日（金）
2. 申請期限・申請方法に独自の定めがある自治体・・・実習校・自治体への提出期限1カ月前（実習校・自治体への申請期限等を所属学部の学生係へ申し出ること。）
3. 上記以外の者・・・令和6年10月31日（木）

令和6年4月

人文社会科学系事務部学務課